東京都排出量取引セミナー＆マッチングフェア2024
「排出量取引概要」

２０２４年１１月
東京都環境局

排出量取引概要　目次

1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要（スライド２）
2. クレジットの種類と留意点（スライド６）
3. 取引の流れ（スライド１４）

１.温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要

１.（１） 総量削減義務（スライド３）

１.（２） 削減義務履行手段としての排出量取引（スライド４）

１.（３） スケジュール（スライド５）

1．（1）総量削減義務

◎ 削減義務＝削減義務期間（5年間）の合計排出量を、排出上限量以下にする

	基準排出量	×	削減義務率	×	削減義務期間	⇒	削減義務量
例：	10,000t	×	27%	×	5年間	＝	13,500t
	基準排出量	×	削減義務期間	−	削減義務量	⇒	排出上限量
例：	10,000t	×	5年間	−	13,500t	＝	36,500t

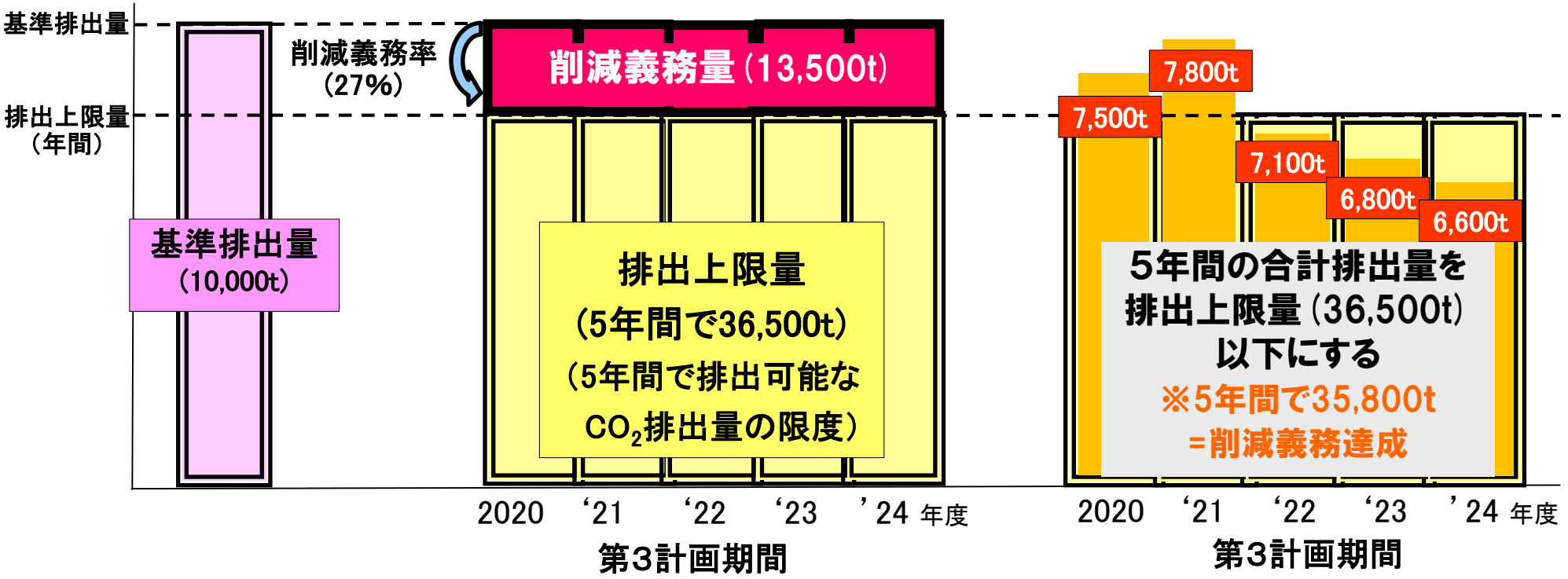

1.（2）削減義務履行手段としての排出量取引

排出上限量 以下にする3つの手法

1：自らの事業所で削減

各事業所に適した削減手法を選んで自ら削減する方法

2：第二計画期間からのバンキング

第二計画期間の超過削減量やクレジットを第三計画期間に利用

3：排出量取引

削減対策の実施により創出された削減量等を取引により調達する方法

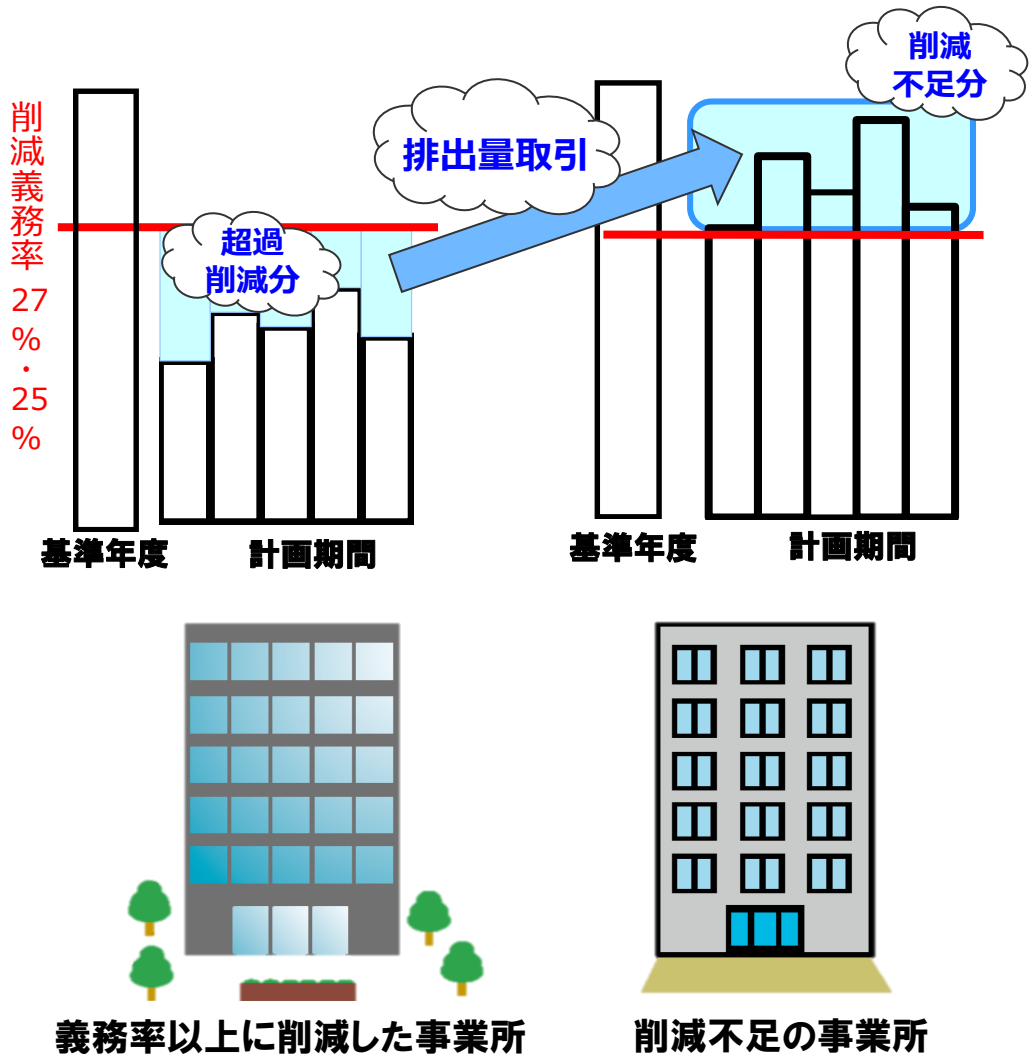

1.（3）スケジュール

第2計画期間のクレジットは
ここまで利用可能（有効期限）

義務不履行

命令違反

毎年11月末までに計画書を提出

義務履行に向けて、随時排出量取引
（クレジットの調達／売却）

5年分の排出量の確定

義務履行状況の確認

削減不足見込み

第2計画期間からのバンキングの活用

クレジット調達
（排出量取引）

義務充当

超過見込み

バンキング

クレジット売却等

計画期間の義務履行期限

罰金（上限50万円）

知事が不足量の1.3倍を調達。費用を請求

違反事実の公表

措置命令→義務不足量×1.3倍の削減命令

現在

2020年度～2024年度

2025年度～2026年度

9月

第3計画期間

第3計画期間の整理期間

第4計画期間

２．クレジットの種類と留意点

２．（１） 排出量取引で利用可能なクレジット（スライド７）

２．（２） 超過削減量（スライド８）

２．（３） 再エネクレジット（その他削減量）（スライド10）

２．（４） 埼玉連携クレジット（スライド12）

２．（５） クレジット利用に関する留意点（スライド13）

2.（1）排出量取引で利用可能なクレジット

5つのクレジット　都基準によりクレジット化

“**クレジット**”とは、削減対策の実施等により得られる温室効果ガスの削減量や環境価値のこと

クレジット等の名称		概要
超過削減量		対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値 ・**その他削減量**：グリーンエネルギー証書等の他制度による環境価値 ・**環境価値換算量**：都が認定する設備により創出された環境価値
	都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
	埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定された超過削減量、中小クレジット

2.（2）超過削減量

売り手

- 削減義務量を計画期間の各年度ごとに按分し、その超過した削減量を計画期間2年度目から発行・移転することも可能
- 削減量の算定は、**基準排出量の1／2を上限**

取引

買い手

特に制限なく、必要な量を削減義務履行に利用可能

（例）削減義務量を計画期間の各年度ごとに按分した量

（削減義務率27%の場合）

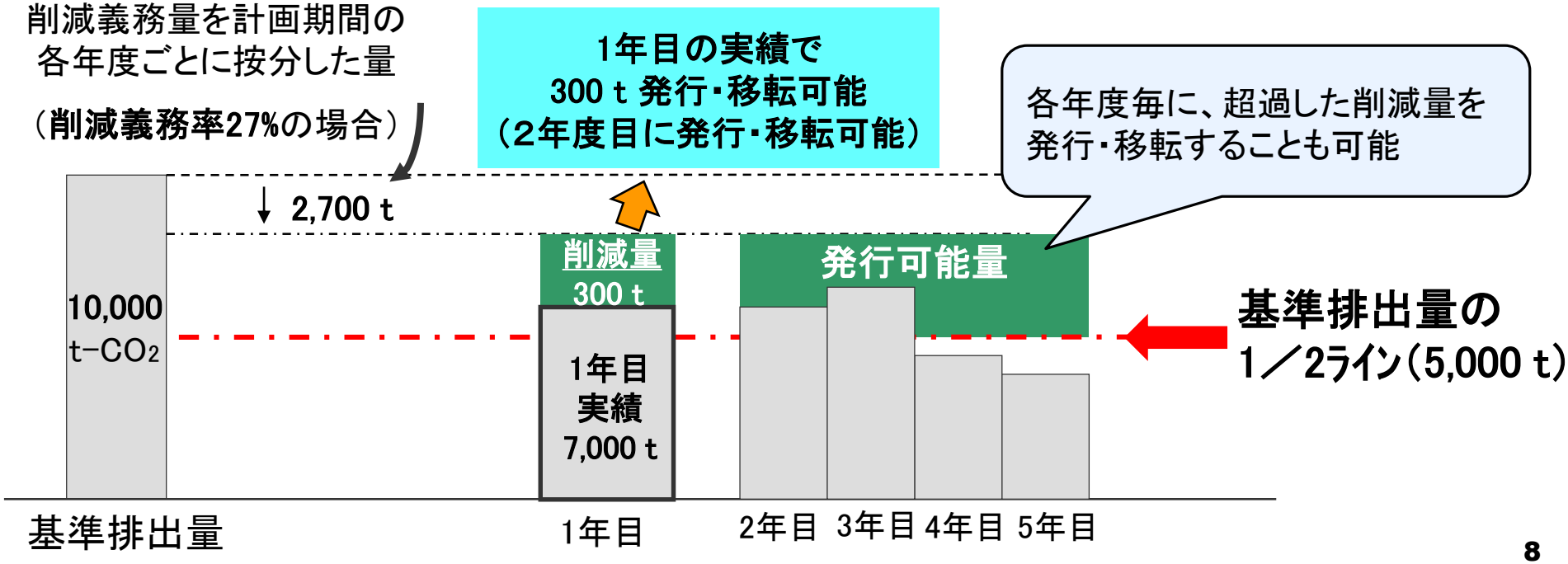

2.（2）超過削減量

超過削減量の自動発行

- 計画期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階で、都が各事業所の指定管理口座に自動で発行

※超過削減量の発行申請は不要

※保有クレジットの情報は、総量削減義務と排出量取引システムにおいて確認可能

超過削減量の任意発行

- 計画期間の途中でも、振替可能削減量等発行等**申請書を都に提出することにより、任意のタイミングで発行することが可能**

※ただし、地球温暖化対策計画書の審査中は発行申請不可

バンキング

- 発行した超過削減量は、翌計画期間に持ち越して（バンキング）利用することも可能
- バンキングは期日の到来とともに自動で行われるため、手続は不要

2.（3）再エネクレジット（その他削減量）

再エネクレジット（その他削減量）

- グリーン電力証書/グリーン熱証書等を再エネクレジット化したもの

再エネクレジット（その他削減量）の発行

- 「電力等の認証申請」「クレジットの発行申請」の両方必要（同時申請）

＜手続フロー＞

①グリーン電力証書購入

グリーン電力証書

〇〇kWh

→

②東京都に申請書提出
- **電力等の認証申請**
- **クレジット発行申請**

電力等の認証申請

〇〇kWh

クレジット発行申請

〇〇 t -CO2

→

③一般管理口座にクレジット発行

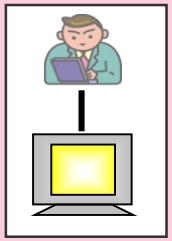

対象事業者

一般管理口座

2.（3）再エネクレジット（その他削減量）

第四計画期間の改正事項

- 再エネクレジットの量の算定に使用する「換算係数」の変更

  再エネクレジットの量の算定方法
  認証電力（熱）量 × 換算係数 × 1.0 倍換算

  ・発電期間の末日が第三計画期間までのもの → 2025年度発行分まで旧係数を適用
  （2026年度発行分から新係数を適用）

  ・発電期間の末日が第四計画期間以降のもの → 2025年度発行分から新係数を適用

  【旧係数】固定係数（電気：0.489 tCO2/千kWh　熱：0.060 tCO2/千kWh ）
  【新係数】クレジットの発行申請年度に使用するものとして東京都が公表する排出係数（都内平均値）

- グリーンエネルギー証書における再生可能エネルギーの種別が「バイオマス発電」の場合は、持続可能性が担保されていることを確認
  （2026年度以降の申請から適用。ただし、発電期間の末日が2025年度に属する証書は、2025年度の申請から適用）

- グリーンエネルギー証書のCO2削減効果を年度排出量から直接控除も可能

  ※年度排出量の充当に使用したグリーンエネルギー証書を使って、再エネクレジットを発行することはできない
  （環境価値の二重利用防止）

※利用の検討にあたっては、事前に相談窓口まで御相談・御連絡ください。

2.（4）埼玉連携クレジット

売り手（埼玉県事業者）

超過削減量

- 基準排出量が15万t-CO_2以下
- 埼玉県制度における目標の達成が確認されたもの

県内中小クレジット

- 埼玉県から発行を受けた県内中小クレジット
  ※第三計画期間発行分まで

買い手（東京都事業者）

取引

特に制限なく、必要な量を削減義務履行に利用可能

埼玉県と東京都の両方に申請

- 埼玉県へのクレジット減少申請、東京都へのクレジット増加申請が必要
  ※東京都と埼玉県にそれぞれ一般管理口座が必要、東京都と埼玉県の口座名義人は同一

提出先：埼玉県	提出先：東京都
クレジット等の移転申請提出（減少記録の申請） ※減少記録証明書の受領	クレジット等の取得申請提出（増加記録の申請） ※振替可能削減量等発行等申請書提出

2.（5）クレジット利用に関する留意点

クレジットが口座に発行されていない場合は発行手続が必要

- 都に「振替可能削減量等発行等申請書」を提出
- クレジット保有量は、システムの＜残高照会＞で確認

＜残高照会画面 ＞

項番	クレジットシリアル番号 (FROM - TO)	クレジットの種類 (再エネクレジット種類)	指定番号／クレジット 創出事業番号	クレジット量 ($t\text{-}CO_2$)	削減年度	利用可能な 削減計画期間
1	130－1001～ 130－1100	超過削減量	○○○○	100	2019	第二、第三
2	130－1101～ 130－1300	都内中小クレジット	△△△△	200	2019	第二、第三
3	130－1301～ 130－1600	再エネクレジット(環境価値換算量) (風力)	◇◇◇◇	300	2021	第三、第四

利用する計画期間とクレジットの有効期間を確認

- クレジット有効期間は、システムの＜残高照会＞で確認

クレジットの種類による利用制限を考慮

- 都外クレジット：削減義務量の**1/3を上限**として義務充当に使用可能
- 埼玉県の超過削減量：基準排出量**15万t-CO_2以下**
  埼玉県制度の**目標達成が確認**されたもの

３．取引の流れ

３．（１） 排出量取引の検討（スライド15）

３．（２） 排出量取引をするための４つのステップ（スライド16）

３．（３） ステップ１：削減量等の確認（指定管理口座）（スライド17）

３．（４） ステップ２：一般管理口座の開設等（スライド19）

３．（５） ステップ３：取引先の見つけ方（スライド21）

３．（６） ステップ４：削減量等の振替（スライド23）

３．（１）排出量取引の検討

- 事業所の排出量を把握したうえで対応を検討
- 早い段階から、取引の必要性を判断

→必要な場合、クレジット取得のための手続を開始

＜仕組み＞

- 都の排出量取引は**相対取引**
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定

3.（2）排出量取引をするための４つのステップ

1. 削減量等の確認（指定管理口座）:
義務履行のために削減量等のクレジットを調達する必要があるか、
超過削減量の発行が見込めるのか等をシステムで確認

2. 取引用口座（一般管理口座）の開設等:
排出量取引をする場合、 ①一般管理口座の開設（要申請）、
②指定管理口座との関連付け（要申請）が必要

3. 取引先の確保:
クレジットの購入先又は販売先を決定
【取引先の見つけ方】
システムの見積登録受付情報への登録・活用、仲介事業者を活用等

4. 削減量等の振替（移転・取得）:
取引するクレジットの振替（移転・取得）を申請により実施

3.（3）ステップ１：削減量等の確認（指定管理口座）

- 指定管理口座の口座名義人用ユーザIDを用いてシステムにログイン
- 削減義務が達成できそうか確認したい⇒**義務履行状況照会で確認**

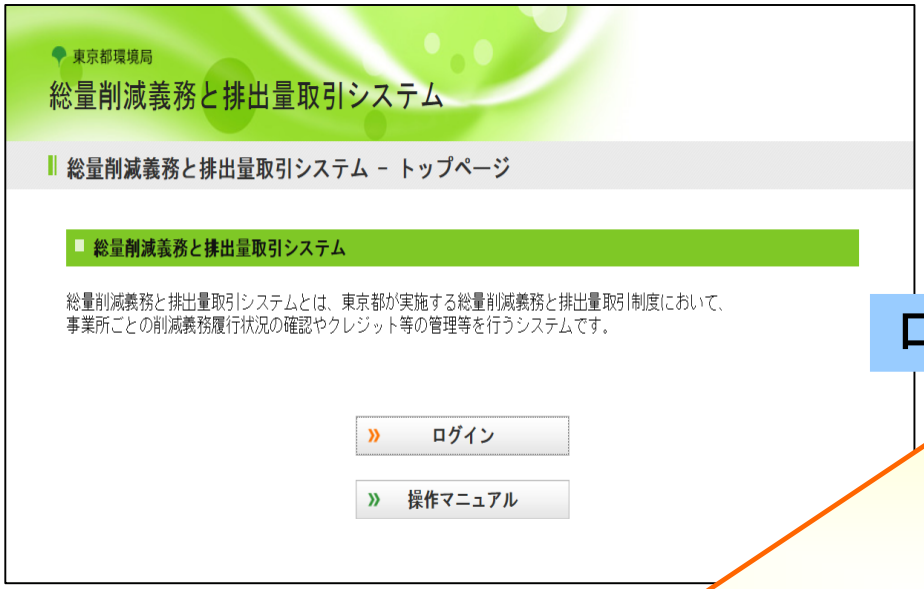

ログイン

指定管理口座開設時に送付される通知書に記載された口座簿利用者番号（ユーザID）でログインしてください

3.（3）ステップ１：削減量等の確認（指定管理口座）

● 不足する削減量を確認

「不足する削減量」が①に表示
（最新の年度の排出量を推移させた量）

● バンキング量を確認

現在「保有するクレジット量」が②※に表示
※一般管理口座がある場合は、一般管理口座に保有するクレジット量も確認

● 排出量取引をする必要があるかを確認

②クレジット保有量 ＋ 一般管理口座に保有するクレジット量 ＜ ①不足する削減量

排出量取引が必要

● クレジット調達量の確認

クレジット調達量(推定量) 1,400t ＝ ①不足する削減量 1,900t － ②保有するクレジット量 500t

☐ 義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位は$t\text{-}CO_2$

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分		第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分		Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2		
トップレベル事業所の認定区分								
医療施設緩和措置								
決定及び予定の量	基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
	削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
	排出上限量							37,500
	削減義務量							12,500
実績	特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800				23,800
	排出削減量	2,000	2,000	2,200				6,200
その他ガス削減量の義務充当量								
振替可能削減量の義務充当量								
超過削減量の発行量								
超過削減量発行可能量		0	0	0				

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	15,600	$t\text{-}CO_2$
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,900	$t\text{-}CO_2$
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	0	$t\text{-}CO_2$

①

☐クレジット保有状況

第1期クレジット		$t\text{-}CO_2$
第2期クレジット	500	$t\text{-}CO_2$
第3期クレジット		$t\text{-}CO_2$

②

3.（4）ステップ２：一般管理口座の開設等

◆ 一般管理口座とは･･･事業者からの申請に基づき開設される
他事業者との取引（クレジットの移転･取得）をするための口座

◆ 排出量取引（以下のこと）を行うには、開設が必須

☑クレジットの売却･購入（排出量取引時）
☑事業所の超過削減量を、自社が所有する他の不足事業所の義務履行に使用
☑オフセットクレジットの発行
☑無効化

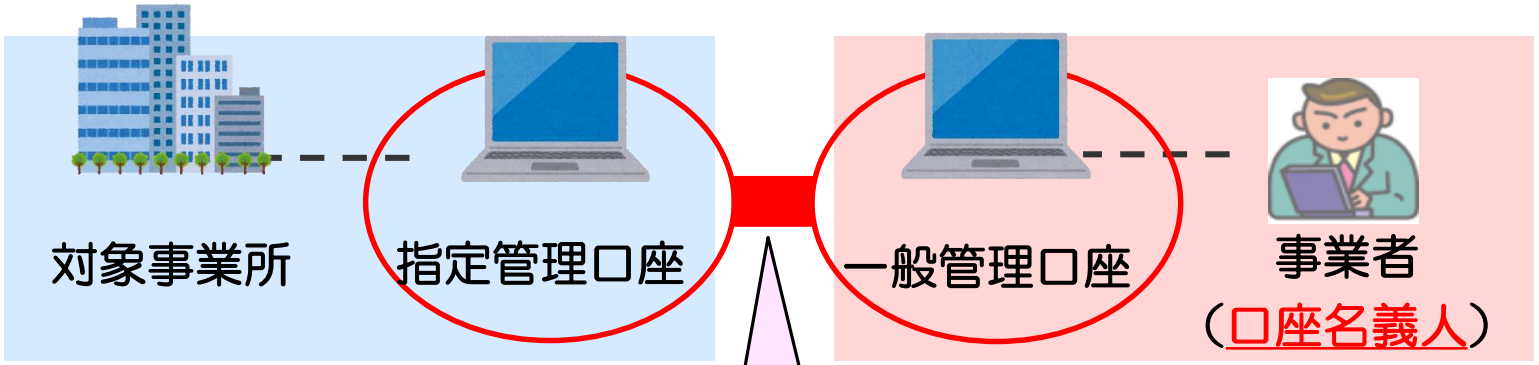

「事業所」ごとの口座

つなげる
＝関連付け

「事業者」の口座

3.（4）ステップ２：一般管理口座の開設等（提出物）

◆ 提出物のイメージ

①申請書（押印原本）

東京都知事　殿

別紙「申請者」記載の者の代理人
住所　東京都千代田区□□町一目１番１号　印
氏名　株式会社〇〇〇
代表取締役社長　〇〇〇〇
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第５条の21第３項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類		１．指定地球温暖化対策事業者（法人）
口座の開設要件に関する事項	指定番号	0021
公表を希望する事項		５．法人
開設を希望する口座の数		合計　2　口座
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	指定管理口座番号	別紙「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」のとおり　合計　3　口座
	事業所の名称	同上
	事業所の所在地	同上
	指定番号	同上
	開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係	１　申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 ②　申請者は、指定管理口座の口座管理者である。
添付書類		別添のとおり

振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名	株式会社東京〇〇　公表
	郵便番号	163-〇〇〇〇
	住所	東京都新宿区〇〇町一丁目１番１号
	所属名	財務部　非公表
	担当者名	新宿　太郎
	電話番号	03-□□□□-△△△△　公表
	FAX番号	03-△△△△-〇〇〇〇　非公表
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	Jiro_Shinjuku@△△△.co.jp　非公表
	備考	

※受付欄

②申請書添付書類（必要な場合）

令和5年10月17日

関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧

開設を希望する一般管理口座の数	2

一般管理口座の仮番号		1
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-0021-0 ※
	事業所の名称	新宿〇〇ビル
	事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目８番１号
	指定番号	0021

一般管理口座の仮番号		1
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-9999-0 ※
	事業所の名称	△△新宿事業所
	事業所の所在地	新宿区□□町一丁目１番１号
	指定番号	9999

一般管理口座の仮番号		2
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-8888-0 ※
	事業所の名称	△△新宿ビル
	事業所の所在地	新宿区□□町二丁目2番2号
	指定番号	8888

③申請書等の電子データ
（電子メールに添付（2MBまで）/CD-R ）※USBは不可

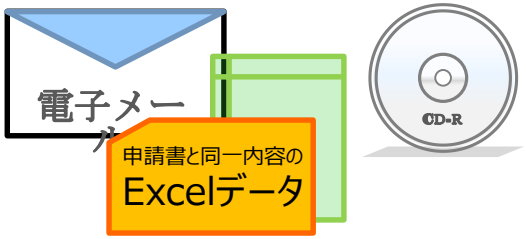

④印鑑証明書

印鑑証明書

印

名　称　株式会社東京〇〇
主たる事業所　東京都千代田区□□町一丁目1番1号

代表取締役　東京太郎
昭和〇年△月□日　生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

3.（5）ステップ３：取引先の見つけ方①

◆電子システムの「見積受付登録事業者照会」を利用する方法

※一般管理口座を開設している場合に限る

登録

照会

購入希望・販売希望情報の登録が可能

- クレジットの種類
- 連絡先
- 備考（価格やトン数など）

検索が可能

- 購入事業者
- 販売事業者
- クレジットの種類

※クレジットを買いたい方、売りたい方ともに登録可能

3.（5）ステップ３：取引先の見つけ方②

◆ 民間のクレジット仲介事業者に依頼

東京都環境局HP
「排出量取引」

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/

環境局トップ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

排出量取引

新着情報

2024年6月14日
2024年5月29日（水曜日）13時30分から排出量取引説明会2024（新規担当者向け）をオンラインにて開催しました。詳しくはこちらを御確認ください。 **※本説明会は終了いたしました。**

お問合せにはメールを御利用ください。また、お返事に少々お時間をいただく場合もあります。

メールアドレス： torihiki（at）ml.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、（at）を@に置き換えて御利用ください。

- 排出量取引に関する説明資料
- 申請書類
- 総量削減義務と排出量取引システム（削減量口座簿）
- 排出量取引の実績（発行量/件数、取引量/件数等）
- 排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）
- 排出量取引の会計・税務処理
- 排出量取引に関する法的な注意事項
- クレジット販売・仲介事業者
- 今月の豆知識（コラム）
- お問合わせ

「・クレジット販売・仲介事業者」
に掲載されています

3.（6）ステップ４：削減量等の振替
（Ａ社からＢ社へのクレジット移転時の流れ）

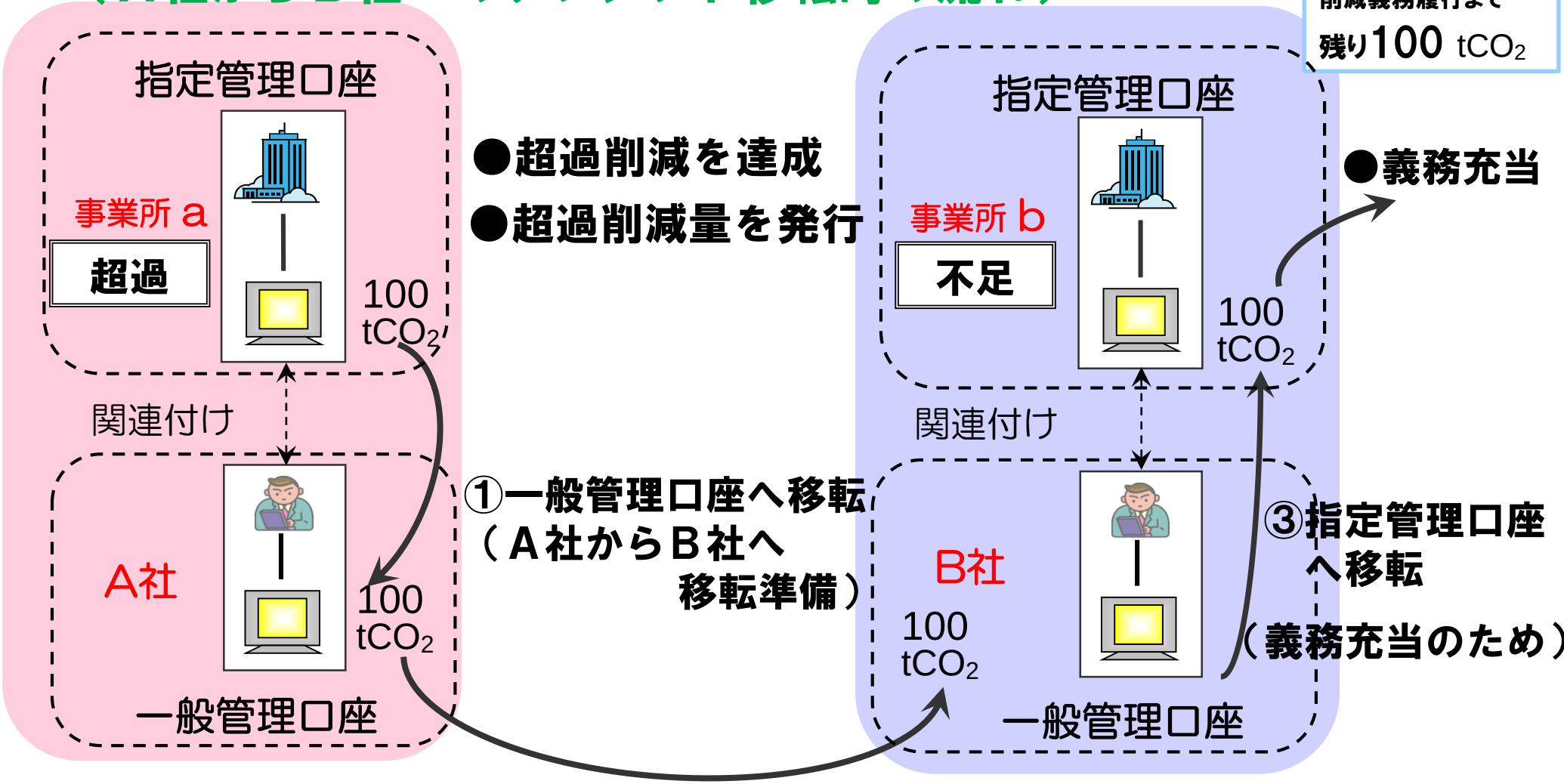

3.（6）ステップ４：削減量等の振替（クレジット移転時の申請書）

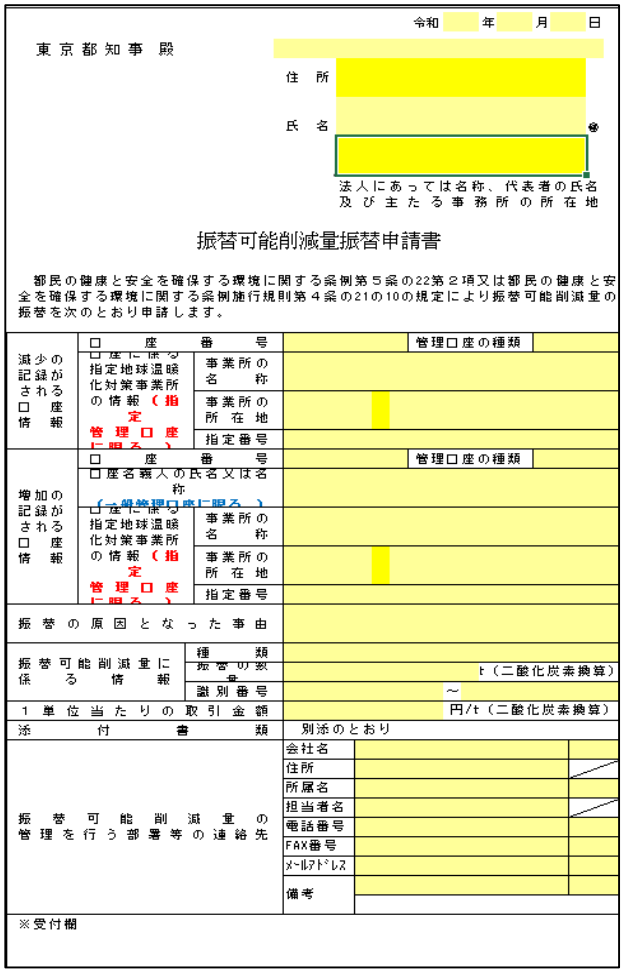

令和　年　月　日

東京都知事　殿

住　所

氏　名

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第５条の22第２項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第４条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	□座番号		管理口座の種類
	□座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事業所の名称	
		事業所の所在地	
		指定番号	
増加の記録がされる口座情報	□座番号		管理口座の種類
	□口座名義人の氏名又は名称（一般管理口座に限る。）		
	□座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）	事業所の名称	
		事業所の所在地	
		指定番号	
振替の原因となった事由			
振替可能削減量に係る情報	種類		
	振替の数量		t（二酸化炭素換算）
	識別番号		～
１単位当たりの取引金額			円/t（二酸化炭素換算）
添付書類		別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		
	備考		

※受付欄

<申請者>

クレジットの**移転（振替）元となる口座**の口座名義人

<手続>

都に「振替可能削減量振替申請書」を提出

※申請書の記入方法等、相談窓口まで御相談・御連絡ください。

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/

3.（6）ステップ４：削減量等の振替
（Ａ社からＢ社へのクレジット移転時の申請書提出順）

- クレジットが移転元の口座にあることを確認後、以下の順番で移転ごとに振替可能削減量振替申請書を提出
  - ※　A社の手続：①及び②
  - ※　B社の手続：③　（B社の手続は、A社手続完了後）

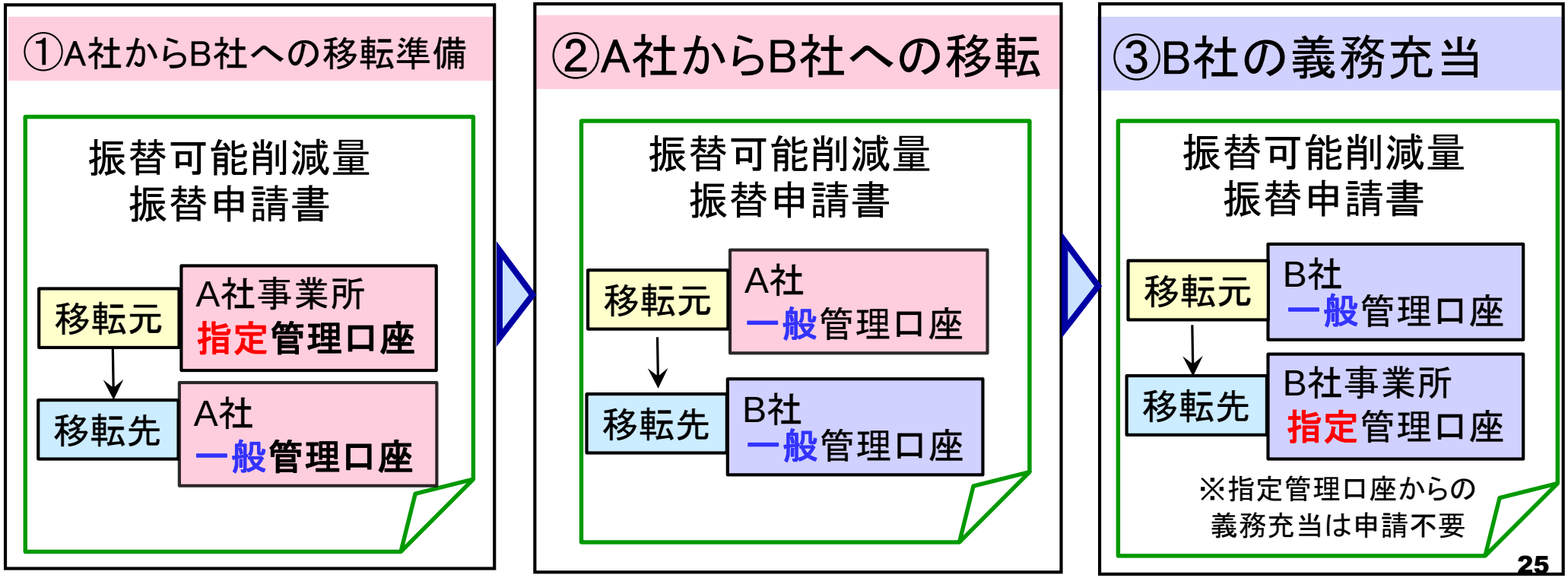

3.（6）ステップ４：削減量等の振替
（A社からB社へのクレジット移転時のシステム操作等）

● 一般管理口座間の移転には移転実行の操作（システム）が必要

①A社からB社への移転準備

移転元：A社事業所 **指定管理口座**

移転先：A社 **一般管理口座**

メール
A社一般管理口座に連絡

移転完了のお知らせ確認

システムで移転結果確認

②A社からB社への移転

移転元：A社 **一般管理口座**

移転先：B社 **一般管理口座**

メール
A社一般管理口座に連絡

移転実行待ちのお知らせ確認

システムで移転実行操作
及び移転結果確認

③B社の義務充当

移転元：B社 **一般管理口座**

移転先：B社事業所 **指定管理口座**

システム
新着情報に表示

システムの通知確認

システムで移転結果確認

3.（6）ステップ４：削減量等の振替（申請時の流れ）

◆ 基本的な提出の流れ

ぜひ御活用ください！
・代表者印を押す前に間違いのない書類を作成できます。
・書類提出後の修正が少なくなるため、都での審査がスムーズに進みます。

申請書を作成

（相談窓口で事前確認も可能です！）

代表者印を押印後提出

・提出方法　申請書類は相談窓口宛に　郵送　若しくは　持参
電子データをメール（CD-Rも可）にて送付

都で審査

・申請内容を審査後、排出量取引システムに登録
（申請内容により、2週間から1か月程度で審査完了）

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度　相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

＜総量削減義務と排出量取引制度　相談窓口＞

〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎 ２０ 階南側

TEL ：03-5388-3438（受付時間：開庁日の9時～17時45分）

Email： torihiki@ml.metro.tokyo.jp（取引制度・クレジットの無効化に関するご質問）
ondanka31@ml.metro.tokyo.jp （制度全般に関係するご質問）